対象の防犯機器等の購入・設置で、

※購入・設置費用の3/4

住まいの防犯対策を支援します!

対象の防犯機器

(令和7年4月1日以降に購入・設置したもの)

(例)











家庭用防犯カメラ

カメラ付き インターホン

防犯錠・補助錠

センサーライト センサーアラーム

防犯フィルム 防犯ガラス

受付期間

令和7年8月1日(金)~令和8年2月28日(土)

(予算の上限に達した場合、期日より早く終了することがあります。)

申請方法

- ▶オンライン
- ▶郵送
- ▶窓□





くわしくは 区ホームページを ご覧ください



対象者

申請日時点で板橋区に住民登録があり、その住所に居住している世帯の方

対象機器(住宅への侵入盗被害防止に有用な防犯機器等)

(例示)

家庭用防犯カメラ、カメラ付きインターホン、面格子、センサーライト、センサーアラー ム、防犯フィルム、防犯ガラス、防犯性の高い錠、補助錠、防犯砂利など (その他機器についてはお問い合わせください)











申請について

申請書兼請求書と①~④の書類(写し)を添付のうえ、申請してください。 (申請書兼請求書は区ホームページからダウンロードしていただくか区役所窓口で配 付しています)

- ①本人確認書類(マイナンバーカードや免許証等)
- ②領収証(宛名、領収日、領収金額、品目、販売店が記載されているもの)
- ③購入機器設置後の写真
- 4 振込先口座の預金通帳もしくはキャッシュカード ※領収書の宛名及び振込口座の名義は、申請者名と同一にしてください。

オンライン▶ 回頭⇒回 申請フォーム

早くて便利です



郵送:〒170-0013 豊島区東池袋1-9-6-6F

板橋区防犯機器等購入補助事務局

窓口: 防災危機管理課(板橋区役所南館4階珍窓口)

よくある問い合わせ

●共同住宅や賃貸住宅にお住まいの場合でも申請可能です。 (物件の所有者や管理者の承諾が必要)

くわしくは 区ホームページを ご覧ください



- ●申請は1世帯につき1回となります。
- ●複数の機器を合算して申請することができます。
- ●防犯カメラ等、カメラ付きの機器を設置する場合は、プライバシー保護に配慮し、撮影範囲 に入る住宅等の居住者、所有者・管理者等に事前に説明を行い、同意を得てください。
- ●集合住宅の所有者や管理組合等、居住者以外の方が申請することはできません。
- ●店舗や事務所としてのみ使用している物件は対象外です。
- ▶防犯機器の撤去費や処分費、諸経費(手数料や送料等)は対象外です。